

## 神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱

( ) は、改正部分を示す

現 行	改正案	改正理由
<p>(過大包装の空間容積に関する基準)</p> <p>第4条 神戸市民のくらしをまもる条例施行規則(平成17年6月規則第18号。以下「規則」という。)第17条第1号に規定する内容品以外の空間容積が必要以上に大きなものとは、包装容積から内容品体積を控除した空間容積(内容品の保護等のために個々の内容品の周囲又はその間にしきり又はその間にしきり又は緩衝材を必要とする消費者包装については、当該空間容積から必要空間(内容品保護等のために必要とする最小限の空間をいう。以下同じ。)の容積を控除した空間容積)の包装容積に対する割合が <u>15</u> パーセントを超える消費者包装をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>20</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の過大包装の基準となる空間容積15%は、他都市と比べて厳格な基準であり、商品が全国に流通する中、特定の地域に限って厳格な規制を行うことは不合理であると考えられる。</li> <li>・消費者包装に関する規制について、昭和47年に通商産業省の依頼のもと、(社)日本包装技術協会商業包装適正化推進委員会が適正包装の目安として空間容積20%以下とする報告書(適正包装7原則)を提出。</li> <li>・この報告書を受けた通商産業省の通達をもとに、関連業界団体が自主基準を策定している。(参考資料3-3参照)</li> </ul>
<p>(過大包装の空間体積に関する基準の適用除外)</p> <p>第5条 <u>前条第1項に規定する割合(以下「空間割合」という。)が15パーセントを超え25パーセント以下の消費者包装で、空間割合を15パーセント以下とすることが困難なものについては、当該消費者包装に当該空間割合を表示する場合には、同条の規定は、適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>消費者包装に係る商品の特徴的な包装形態、包装技術又は内容品の特性等により、合理的な理由があると認められるときは、前条第1項の規定は、適用しない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条第1項で消費者保護や環境保全といった本来の規制目的を果たしつつも、商品の多様化に伴い、時代の変化に対応した柔軟な規制とする。</li> <li>・改正案の文中「合理的な理由があると認められるとき」の判断については、事業者が自ら説明責任を果たせる場合に限って同条を適用するといった運用を想定。</li> <li>・柔軟規定を盛り込むことで、現行の規定は削除。</li> </ul>